

平成29年度いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金 第2次募集要領

1 概要

東日本大震災及び原子力災害による被災者同士または被災者と受入住民等が実施する交流活動に対し、これまでのコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成支援の観点から、その活動費の一部を補助する制度です。

なお、本事業は、この要領に定めるもののほか、「地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領」（以下「交付要領」という。）等を熟読の上、申請してください。

2 募集期間

平成29年9月20日（水）から平成29年12月22日（金）まで

※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

3 補助対象団体

交付要領第2条の規定に該当する団体で、次のような団体とします。

- ・ いわき市内にある仮設住宅、借上げ住宅の自治会、団体
- ・ いわき市内にある復興公営住宅、災害公営住宅の自治会、団体
- ・ いわき市内の自治会・町内会（被災者との交流を目的に実施する内容のものに限る。）
- ・ いわき市内の被災者に対する支援を行うNPO
- ・ いわき市内の被災者との交流活動を行う地域づくり団体
- ・ 上記に類似する活動を行う団体

4 補助額

補助対象経費の5分の4以内、一団体につき上限50万円の範囲内で決定します。

ただし、補助対象経費が10万円以下の場合は、10分の10以内とします。

5 補助対象事業件数

1団体につき年度内に2件を限度としますが、今年度1件目となる申請者を優先採択します。2件目の申請については1件目となる事業の採択後、予算の範囲内で対応します。

6 補助対象経費

交付要領別表第一に掲げる経費で、被災者同士又は被災者と地元住民との交流活動

及びそれに関連して必要と認められる、以下のような事業にかかるものとします。

- ・ 復興・災害公営住宅における自治会の立ち上げ及び運営
- ・ サークル活動の立ち上げ及び運営
- ・ 交流活動の拠点となる集会所等の備品等整備
- ・ 地元の自治会と復興・災害公営住宅の自治会による交流イベントの開催 等
ただし、物品等の取得予定価格が総額 10 万円以上（税込）の場合は、なるべく 2 者以上の相見積もりを求め、取得した見積書を事業計画書に添付するようにしてください。

※ 交付要領 別表第一（第 4 条関係）

| 経費区分 |
|-----------------------|
| 報償費 |
| 旅費 |
| 消耗品費 |
| 印刷製本費 |
| 燃料費 |
| 食糧費 |
| 賄材料費 |
| 通信運搬費 |
| 広告費 |
| 手数料 |
| 保険料 |
| 委託料 |
| 使用料及び賃借料 |
| 備品購入費 |
| その他いわき地方振興局長が必要と認めたもの |

7 補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象外とします。

- ・ 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等
ただし、飲食費は交流活動中の飲食で簡素なものは対象とする。
 - ・ 他の団体に対する補助金、助成金等
 - ・ 物品販売に係る経費
 - ・ 神社仏閣等の宗教法人に対する経費
 - ・ その他補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ※ なお、事業実施期間以外に支出した経費については、補助金の対象とはなりません。

8 申請書類

- ・ 補助金交付申請書
交付要領で規定する「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
- ・ 事業計画書（交付要領様式第2号）
- ・ 事業に要する経費の内容が分かる書類
- ・ 団体構成員の名簿（氏名、住所を明記したもの）
- ・ その他局長が必要と認める書類
（事業概要やポンチ絵、支出経費にかかる見積書、団体規約等があれば提出してください。）

9 申請方法

次の申請先へ直接持参により提出してください。

【申請先】

〒970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室

県いわき合同庁舎1階

電話 0246-24-6253

10 事業の実施

- ・ 事業の実施
事業の交付決定を受けた実施主体は、事業計画に沿って事業を実施してください。事業計画に沿わない事業の支出については、補助の対象外となります。
- ・ 事業の変更・中止
実施主体は、やむを得ない理由により、事業内容の変更を要する場合もしくは事業の継続が困難な場合は、速やかに「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金申請変更（中止）承認申請書（様式第3号）」を9の申請先に提出し、承認を受けてください。ただし、補助金交付決定額に変更を生じない内容の変更を除きます。
- ・ 事業の完了
事業が完了したときは、速やかに「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金完了報告書（様式第4号）」を提出してください。
- ・ 事業の実績報告
事業を終了した日から起算して30日を経過した日、又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

- ・ 補助金の額の確定
県は、実績報告書等を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。

【実施スケジュール（予定）】

| 項目 | 日時・内容 |
|---------|---|
| 募集期間 | 平成29年9月20日（水）～平成29年12月22日（金） |
| 補助金交付決定 | 随時 |
| 事業実施期間 | 交付決定日から平成30年3月31日（土）までの間で 補助事業者が自ら定めた期間 |
| 実績報告 | 事業を終了した日から起算して30日を経過した日、 又は平成30年3月31日（土）のいずれか早い日まで |

【問い合わせ先】

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室

〒970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地 県いわき合同庁舎 1階

電 話 0246-24-6253

FAX 0246-24-6019

ホームページ

